

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨・背景
- 2 計画の法的根拠と位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画策定の流れ



1 計画策定の趣旨・背景

(1) 計画策定の趣旨

本市では、平成27年度に施行された子ども・子育て支援制度に基づき、保育の量の拡充と質の向上を図り、子育てに不安を抱える保護者が安心して子育てをすることができるよう安城市子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期計画」という。）を策定し、具体的施策を展開するとともに、地域社会が子どもや家庭に寄り添い、誰もが子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じる社会を目指すための計画として推進してきました。

近年、核家族化の進行、共働き家庭の増加、待機児童の発生、地域のつながりの希薄化、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭を取り巻く環境が変化してきています。

こうした社会風潮と同様に、本市においても共働き家庭が増え、特に低年齢児における保育ニーズは年々増加傾向にあり、また、児童クラブにおいても同様に需要が増えている状況となっています。保育ニーズに対応するため、量の拡充として民間保育園の誘致や、幼稚園の認定こども園への移行などを行い、質の向上として保育者の研修制度の充実などを図ってきましたが、受け皿の確保においては、依然として本市の喫緊の課題となっています。更に、核家族化の進行により、子育てについての相談や急用時の子どもの預け先に悩みを抱える保護者も増えてきています。

こうした社会環境の変化に伴う新たな課題や、国の動向に対応するため、第1期計画の進捗状況を踏まえた見直しを行い、幼児期の教育・保育を充実し、また、地域における多様な子ども・子育て支援を実施するとともに、すべての子どもや子育て家庭を地域全体で支える環境づくりを行い、「幸せと未来をつなぐ子育てのまち・安城」の実現を引き続き目指していきます。

(2) 計画策定の背景

① 少子化の進行

平成20年から日本の総人口は減少に転じ、少子高齢化が進行しています。今後も、出生率が減少し、長寿化が進むことで少子高齢化が進むと予測されており、社会保障費の増加や医療・介護サービス等の需要が増大すると懸念されています。

② 子育て世代の変化

平成26年にまち・ひと・しごと創生法が制定され、まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されると、国において長期的に大きな課題となっている少子高齢化と人口の減少に対応するための様々な施策がスタートしました。

特に、子ども・子育ての分野においては、若い世代が希望する時に結婚し、安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備を計画的に進めていくための指針が示されています。

③ 保護者等の働き方の変化

国の働き方改革実現会議において働き方改革実行計画を策定し、子育てと仕事の両立を支援する制度の整備を進めています。

また、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組がなされているものの、育児休暇の取得や平日の子どもとの関わりは未だ父母の間で大きな差があり、今後、家庭内の性別による役割の固定化が無くなることが望まれます。

④ 支援が必要な子どもへの対応

厚生労働省が実施する国民生活基礎調査によると、6人に1人の子どもが相対的な貧困状況にあり、特に、ひとり親家庭では半数以上が相対的な貧困状況に該当していると報告されています。

また、近年、いじめや子どもに対する虐待及び子育て家庭の孤立化等が大きな問題となっています。

障害児支援においては、乳幼児期における気づきの段階から適切な支援につなげるとともに、医療や保健・福祉・教育等の関係機関が連携し、ライフステージに応じた切れ目のない支援が受けられる体制の構築が求められています。

更に、近年、国外から転入する外国人が増加しており、日本で暮らし、子どもを育てる家庭も増加しているため、幼児教育・保育、学校教育においても配慮が必要となっています。

2 計画の法的根拠と位置付け

(1) 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法の第61条に市町村の計画を策定することが義務付けられています。

(2) 国の政策動向

第1期計画の後継となる本計画においては、近年の政策動向を踏まえた内容を反映することとされています。主な政策動向は、次のとおりです。

①子育て安心プラン等を踏まえた動き

待機児童の解消に向けた保育の受け皿拡大を図るため、待機児童解消加速化プランの後継計画となる子育て安心プランが平成29年6月に策定され、女性就労率80%に対応できる32万人分の保育の受け皿整備を令和2年度末までに実施することとされました。

また、子育て安心プラン等による待機児童解消に向けて、子ども・子育て支援法に基づく基本指針が平成30年4月に改正されました。

②幼児教育・保育の無償化

平成29年の働き方改革実行計画や経済財政運営と改革の基本方針2017(骨太の方針2017)において幼児教育・保育の無償化の実施が提言され、その後、平成30年の内閣府子ども・子育て会議において、制度の具体化に向けた方針の概要が示されました。これにより、令和元年10月から、教育・保育施設の利用料が一部無償化されました。

③児童クラブの受け入れ拡大

近年の女性就労率の増加等により、共働き家庭の児童数は更に増える見通しで、児童クラブについては、更なる受け皿の拡大を進めています。

また、平成30年9月に文部科学省から示されている新・放課後子ども総合プランにおいて、児童クラブの待機児童の解消及び小1の壁を打破するための各方策について、子ども・子育て支援事業計画又は行動計画に盛り込むこととされています。

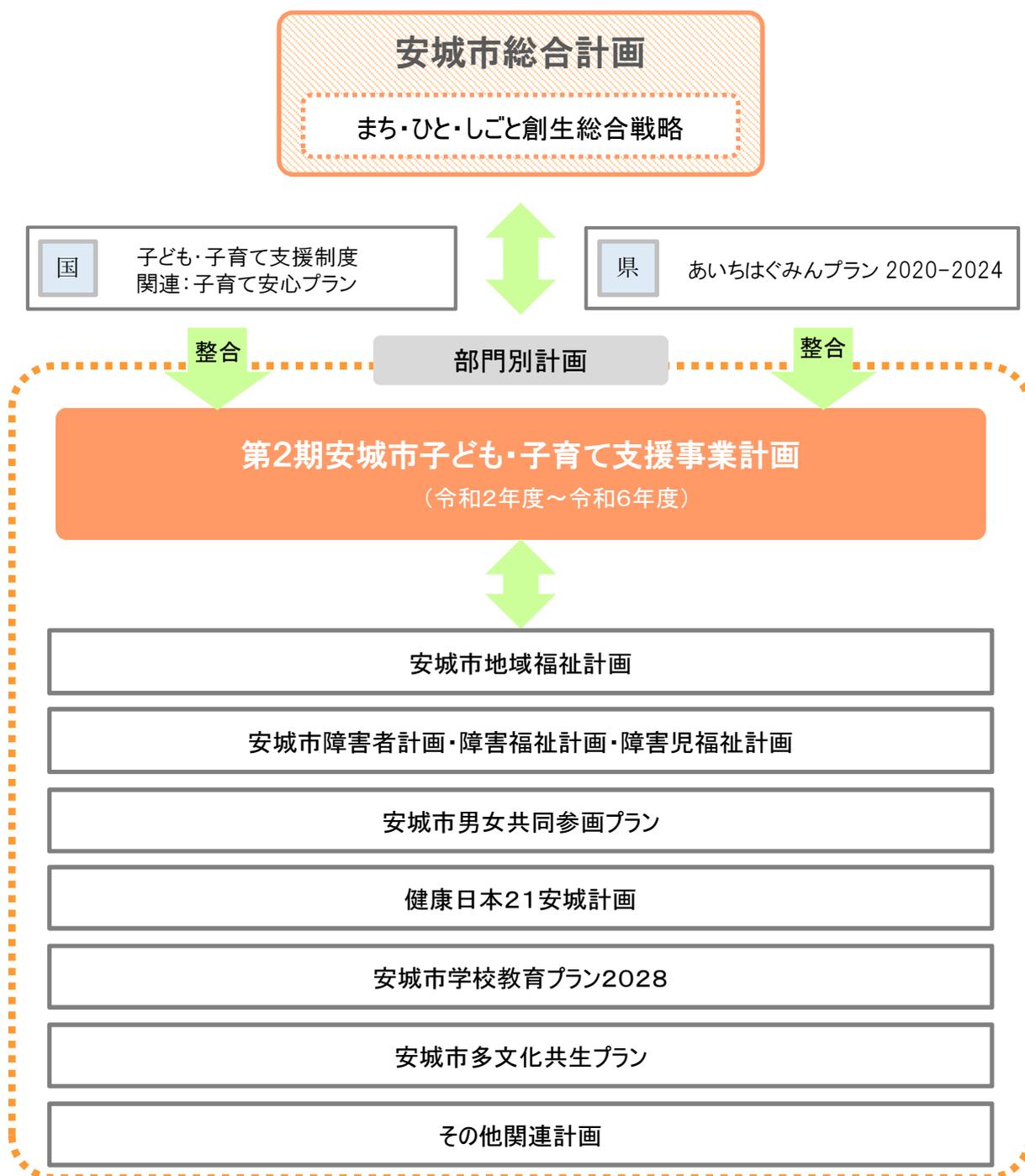
④子どもの貧困や虐待に関する動き

子どもの貧困対策を総合的に推進するため、平成26年に子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行されました。平成29年には社会福祉法が改正され、あらゆる人が支援の制度の狭間に陥ることを防ぎ、地域共生社会の中で丸ごと支えていくこととされています。

また、統計を取り始めた平成2年から相談件数が増加の一途をたどっている子どもに対する虐待について、平成28年の児童福祉法の改正により、発生予防や発生時の対応など、対策の強化を図ることとされています。

(3) 計画の位置付け

本計画は、国から示された子ども・子育て支援法による基本指針に基づき、本市が取り組むべき施策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、財政状況を勘案しながら集中的、計画的に取組を推進するとともに、上位計画である安城市総合計画やその他の関連計画と整合を図り策定しています。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。計画策定後は、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づき、安城市子ども・子育て会議にて定期的に進捗状況の確認を行います。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
第1期安城市子ども・子育て支援事業計画					第2期安城市子ども・子育て支援事業計画				

4 計画策定の流れ

(1) 安城市子ども・子育て会議

福祉・医療・保健・教育等の関係者及び子育て当事者を含めた公募の市民により構成し、本市の地域特性を生かした子育て支援を総合的・計画的に推進するため、市長から諮問を受け、計画案を審議し、答申を行いました。

(2) 安城市子ども・子育て支援事業計画策定幹事会

関係各部の課長級職員により構成し、部局間の横断的な連携を図り、全庁的な体制のもとで計画策定を進めました。

(3) 安城市子ども・子育て支援事業計画策定作業部会

関係各課の実務担当者により構成し、本市の子育て支援に関する課題や具体的施策について検討しました。

◆ 策定体制図

